

危険物製造所等完成検査申請書

危険物施設の設置又は変更の許可後、施設が完成したときは、危険物製造所等完成検査申請書を管理者に申請し、完成検査を受けなければ当該施設を使用することができません。

添付書類	特になし
提出時期	随時
提出者	設置許可又は変更許可を受けた者
受付窓口	危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。） 予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
手数料	西胆振行政事務組合手数料条例に基づく
注意事項	1 申請者の押印が必要です。 2 危険物の品名が多く、所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。 3 提出部数は2部ずつです。 4 申請時に手数料を納めてください。手数料の額については、事前に所轄消防署にお問い合わせください。
備考	申請書を受理した場合は、完成検査を行い、危険物施設が技術上の基準に適合していると認めるときは、完成検査済証を申請者に交付します。
根拠法令	消防法第11条第5項 設置又は変更の許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

様式第8 (第6条関係)

危険物 製造所
貯蔵所
取扱所 完成検査申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日		
西胆振行政事務組合 管理者 殿		
申請者		
住 所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 (電話〇〇-〇〇〇〇)		
氏 名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印		
設置者	住 所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇
	氏 名	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
設 置 場 所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇	
製 造 所 等 の 別	取扱所	貯蔵所又は取 扱所の区分 一般取扱所
設置又は変更の許可 年月日及び許可番号	平成30年8月15日 変許 第 27 号	
製造所等の完成期日	平成30年11月10日	
使用開始予定期日	平成30年11月10日	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
	検査年月日 検査番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 この完成検査申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。